

別府市総合評価落札方式試行要領

制定 平成21年3月12日
別府市告示第55号
改正 平成21年10月9日
別府市告示313号
平成26年3月31日
別府市告示116号

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事（建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係る総合評価落札方式による一般競争入札（以下「入札」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「総合評価落札方式」とは、建設工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定により、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象工事)

第3条 総合評価落札方式による入札の対象とする建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事として、別府市建設工事競争入札参加資格審査及び指名基準に関する規程（昭和40年別府市訓令第2号）の規定により設置される別府市建設工事競争入札参加資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）が建設工事の内容、規模その他必要な事項を総合的に判断し、選定したものとする。

- (1) 入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の入札価格、価格以外の要素である企業の技術力等を総合的に評価することが適当と認められる建設工事
- (2) その他総合評価落札方式による入札に付すことが特に必要と認め

られる建設工事

(入札手続)

第4条 総合評価落札方式により入札を行おうとするときは、この要領によるものとし、この要領に規定していない事項については、別府市要件設定型一般競争入札実施要領（平成19年別府市告示第233号。以下「要件設定型実施要領」という。）の定めるところによる。

(学識経験者の意見聴取)

第5条 契約担当者は、総合評価落札方式により入札を行うに当たり、令167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定により、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 契約担当者は、前項の規定による意見聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとする。

3 契約担当者は、前2項の規定により学識経験者の意見を聴く場合は、あらかじめ、別府市総合評価落札方式技術検討委員会（以下「技術検討委員会」という。）に落札者決定基準その他総合評価落札方式の実施に関し必要な事項を検討させるものとする。

(技術検討委員会)

第6条 技術検討委員会は、契約担当課長を委員長とし、契約担当課に所属する検査員及びその建設工事に係る監督員の所属する課の長を委員として組織する。

2 技術検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、技術検討委員会の会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

4 前3項に定めるもののほか、技術検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(落札者決定基準の決定)

第7条 契約担当者は、第5条の規定により学識経験者の意見を聴いた後、落札者決定基準として、評価基準及び評価方法を定めるものとする。

- 2 評価基準は、次の各号に掲げる項目に応じ、当該各号に定めるところにより、審査委員会の議を経て決定するものとする。
- (1) 評価項目 評価項目は、簡易な施工計画、同種工事の施工実績、技術者の資格及び能力等並びに対象工事の目的及び内容等に応じて必要と認められる要件を設定するものとする。
- (2) 得点配分 前号に掲げる評価項目に対する得点配分は、その必要度、重要度等に応じて定めるものとする。
- 3 評価方法は、標準点（100点）及び入札参加者が提出した技術力等に関する資料（以下「技術資料」という。）に基づき算出した評価点（以下「加算点」という。）の合計点（以下「技術評価点」という。）を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値に定数（1,000,000）を乗じて得た数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとし、次に掲げる式を標準算式とする。
- (1) 技術評価点＝標準点＋加算点
- (2) 評価値＝（技術評価点／入札価格）×定数
（入札公告に示す事項）

第8条 契約担当者は、総合評価落札方式により入札を行おうとするときは、入札公告に次に掲げる事項を加えるものとする。

- (1) 総合評価落札方式による入札である旨
- (2) 技術資料の内容、提出期限等
- (3) 技術的能力の審査に関する事項
- (4) その他総合評価落札方式による入札に必要と認められる事項
（技術資料の提出）

第9条 入札参加者は、当該入札の公告に示す技術資料を要件設定型実施要領第6に規定する競争入札参加資格確認申請書に添えて契約担当者に提出しなければならない。

（技術資料の審査）

第10条 契約担当者は、落札者を決定しようとする場合においては、前条の規定により提出された技術資料を技術検討委員会の審査に付さなければならないものとする。

2 契約担当者は、前項の審査に当たり、学識経験者の意見を聴くものと

する。ただし、第5条第2項の規定による意見聴取において、学識経験者から落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要がないとの意見が述べられている場合は、意見聴取を省略できるものとする。

(落札決定)

第11条 落札決定については、要件設定型実施要領第7に定めるところによる。この場合において、要件設定型実施要領第7第1項及び第2項中「最低の価格をもって入札した者」とあるのは「評価値の最も高い者」と、「最低価格入札者」とあるのは「最高評価入札者」と、要件設定型実施要領第7第3項中「最低の価格をもって入札したもの」とあるのは「評価値の最も高いもの」と、要件設定型実施要領第7第5項中「3開庁日」とあるのは「6開庁日」と読み替える。

(秘密の保持)

第12条 この要領の規定により入札参加者から提出された技術資料は、公表しないものとする。

(評価内容の担保)

第13条 契約担当者は、落札者が提出した技術資料の内容について、その履行を確保するための措置及び履行できなかった場合の措置について、あらかじめ特記仕様書に記載するものとする。

2 契約担当者は、落札者が提出した技術資料の内容が履行されず、かつ、再度の施工が困難又は合理的でないと認めるときは、契約金額の減額、損害賠償請求、工事成績評定の減点等を行うことができるものとする。

3 契約担当者は、前2項に定める事項を入札公告において明らかにするものとする。

(苦情申立て)

第14条 落札者とならなかった者は、落札者とならなかったことの説明を契約担当者が落札者の公表を行った日の翌日から起算して7日以内に申し立てることができるものとし、当該申立てについては、原則として書面によるものとする。

2 契約担当者は、前項の苦情申立てについては、原則として8日以内に回答するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じ、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月9日告示第313号）

この要領は、告示の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第116号）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。